市公式キャラクター
『エーナ』

恵那市役所報道発表資料　　令和６年２月 22 日

所　管	教育委員会学校教育課		
担　当	丸山　頼彦	問い合わせ	0573-26-2111 （内線 451）

報　道　機　関　　各位

就学援助費の誤振り込みについて

市内の小・中学校に就学する子がある家庭で、経済的な理由により学費に困っている保護者に対し、市では申請を受けて、学用品費や給食費等の一部を就学援助費として援助しています。

このたび、下記の通り、就学援助費を誤って別の口座に振り込んだ事案がありましたのでお知らせします。

記

１．経緯

２月６日（火曜日）、本来Ａさんに振込すべき就学援助費を、誤ってＢさんに振り込み。同日、Ｂさんから学校教育課に連絡があり、事実が判明しました。

２．誤振込の内容、金額等

（１）対象費　就学援助費のうち新入学学用品費（入学前支給分）

（２）振込日　令和６年２月６日（火曜日）

（３）金　額　54,060 円

３．市の対応

２月７日（水曜日）、Ｂさんに事情を説明の上謝罪し、２月 16 日（金曜日）に全額を返還いただきました。

２月８日（木曜日）、Ａさんの口座へ振り込みの事務処理をしました。

４．原因

学校教育課で振り込みの事務を行う際に、Ａさんと同姓同名のＢさんの銀行口座を誤って選択し、会計処理を行ったため。

５．再発防止策

（１）学校教育課職員全員に、改めて再発防止の注意喚起を行いました。

（２）複数人によるダブルチェックを着実に行うなど、申請書等の内容と入力内容の照合を徹底します。